

# 行政評価等プログラム

平成 23 年 5 月

総 務 省

# 行政評価等プログラム

平成 23 年 5 月  
総 務 省

東日本大震災の影響を踏まえた喫緊の対応を進めるとともに、行政評価機能（総務省行政評価局の担う政策評価推進機能、行政評価局調査機能、行政相談機能及び独立行政法人評価機能をいう。）の抜本的強化方策を引き続き推進し、総務省行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施するため、平成 23 年度からの行政評価局の中期的な業務運営方針として、行政評価等プログラムを定める。

なお、本プログラムについては、今後、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行うこととする。

## I 東日本大震災の状況を踏まえた当面の対応方針

政府として、東日本大震災による被災者の支援、復旧・復興に向けての取組は、現下の喫緊の課題である。行政評価局においては、震災発生以降、被災地に所在する管区行政評価局、行政評価事務所等（以下「地方局所」という。）を通じ、被災市町村等におけるニーズを把握するとともに、その結果を被災者生活支援特別対策本部（現被災者生活支援チーム）等に提供してきたところである。

今後とも行政評価局として、全国の地方局所を通じ、行政相談機能及び行政評価局調査機能を有するという特性を十分にいかし、震災対応のために機能を発揮していくこととする。また、その際、本省及び地方局所を通じ、必要に応じて、機動的な態勢で取り組む。

また、政策評価・独立行政法人評価委員会が行う活動についても、東日本大震災の影響を踏まえつつ、的確に補佐する。

さらに、行政評価機能の発揮に当たっては、各府省等における被災者支援、復旧・復興への取組状況に十分配慮するものとする。

上記の基本的な考え方を踏まえて、当面は、以下の点に重点を置いて弾力的に対応するものとする。

### 1 行政相談機能

本省及び全地方局所の人的資源を最大限動員して、被災地に所在する地方局所の体制を強化し、被災者からの各種相談、問合せ等に迅速かつ的確に対応する。その他の地方局所においても、被災者の避難が全国的に及んでいることから各種相談等に迅速かつ的確に対応する。

また、被災者・被災地等の苦情・要望をよく聴き、行政相談を端緒に行政評価局調査機能を活用して、関連した制度・運営の改善につなげるものとする。

### 2 行政評価局調査機能

行政評価局調査の実施に当たっては、東日本大震災からの復旧・復興に政府全体として

対応している状況の中で、震災対応に係る各府省等の取組方針や動向について、常時監視活動を行いつつ、内閣の重要課題に係る調査を機動的かつ重点的に実施する。

この方針の下に、

- (1) 現在実施中・フォローアップ中の調査については、必要に応じて、その内容・方向性を重点化するとともに、勧告・取りまとめ時期の検討・設定等に際し、機動的に対応する。
- (2) 新たに着手する調査については、東日本大震災の影響に十分配慮して調査に当たるものとする。また、震災対応に係る各府省等の取組方針や動向について、常時監視活動を行い、必要に応じて、新たに設置した機動調査推進室を中心に、行政評価局として機動的に対応する。

### 3 政策評価推進機能及び独立行政法人評価機能

評価に係る取組を進めるに当たっては、東日本大震災の影響を踏まえつつ、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）に基づく政策評価の効果的かつ効率的な実施を着実に推進するとともに、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「独法通則法」という。）に基づく評価等に係る政策評価・独立行政法人評価委員会の活動を的確に補佐する。

特に政策評価推進機能については、各府省における政策ミッションの明確化等を目的とする目標管理型の政策評価（注）の改善方策について、平成 23 年度から試行的な取組を開始する。

（注）「目標管理型の政策評価」とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう（以下同じ。）。

## II 行政評価機能の抜本的強化方策を踏まえた業務運営方針

平成 22 年 4 月の「行政評価等プログラム」において「機能強化の基本的考え方」（別紙 2）を定めたところであり、平成 23 年度以降においても、この考え方に沿って機能強化方策の着実な推進及び中期的課題に係る検討を行いつつ、以下の取組を通じて、聖域なく、行政運営を見直していくこととする。

その際、行政刷新会議等レビュー機能を担う他の機関との連携を引き続き十分に図る。また、年金記録確認業務の所管については、これまでの年金記録確認第三者委員会の調査審議の蓄積を踏まえ、国民の正当な権利を回復するために、一層優れた仕組みを構築するとの観点から、厚生労働省等と調整を進め、全体として行政評価機能が強化されるように取り組む。

### 1 政策評価推進機能

政策評価推進機能については、引き続き、

- 各府省における政策評価の定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各府省の説明責任の向上、

○ 事前評価の拡充や成果（アウトカム）に着目した目標設定の推進等、予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化

を図ることとし、以下の(1)から(6)の事項を中心に取組を進める。

また、政策評価制度については、これまでの実施状況を踏まえ、課題を整理するとともに、更なる改善に向け、必要な措置について検討を行う。

### (1) 政策評価に関する情報の公表

国民への説明責任を徹底するとともに、政策評価に対する国民の信頼を一層高めるため、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）に基づいた評価書の作成及び情報の公表等が着実に行われるようフォローアップを行う。

### (2) 成果志向の目標設定の推進

目標管理型の政策評価については、各行政機関の政策のミッションの明確化・体系化及びメリハリのある分かりやすい政策評価の実現に向けた検討を進めてきたところであり、東日本大震災の影響に配慮しつつ、引き続き成果（アウトカム）に着目した目標の設定を推進するとともに、平成 23 年度において改善方策の試行的取組を行う。

### (3) 事前評価の充実

事前評価については、従来の義務付け対象（公共事業、研究開発、ODA、規制）に加え、平成 22 年度から行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）の改正により、租税特別措置等に係る事前評価を義務付けたところであり、引き続き、その内容の充実に向けた取組を推進する。

また、規制の事前評価については、平成 22 年度から規制による競争状況への影響分析の試行を開始しており、引き続き事例の蓄積を図りつつ、公正取引委員会の協力を得て、競争状況への影響の把握・分析の方法、結果の活用方法等について検討を進める。

### (4) 予算編成に資する政策評価の推進

以下の取組により、予算編成に資する政策評価を推進する。

- 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、以下の取組を推進する。
  - ・ 政策評価結果の予算要求への反映について各府省の説明責任を徹底する。
  - ・ 政策評価結果の予算要求への反映とともに、対応する決算に関する情報を明らかにする。これに関連し、「行政事業レビュー」と連携しつつ、II 1 (2)に掲げた目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組を行う。
- II 1 (2)「成果志向の目標設定の推進」による成果に着目した目標の設定を重視する。
- 租税特別措置等に係る事前評価を始め予算編成に関連が深い政策評価等に特化して、客観性の確保、質の向上等を図るための点検を実施し、効果的に公表する。

### (5) 政策評価の推進における現地調査機能の活用

公共事業に係る評価等についての点検の効果を高めていくため、地方局所において、

それぞれの地元における個別具体的な公共事業について、現地情報を基にして、問題がありそうな事案の見極めを付け、必要があればそれに係る実態の調査等を行うことを検討する（その際、東日本大震災及び年金記録問題への対応状況に留意する。）。

## (6) その他

### ア 政策評価の結果の予算要求等への的確な反映の推進

政策評価の結果が予算要求等政策に的確に反映され、有効に活用されるよう、政策評価の質の向上や適時適切な実施を推進する。

また、平成 20 年度予算から、予算書・決算書の表示科目の単位と政策評価の単位とを対応させる等の見直しが行われていることも踏まえ、引き続き政策評価と予算・決算との連携強化を図るとともに、成果重視事業の事後評価等において政策評価の活用を図るための取組を推進する。

### イ 政府全体における政策評価の実施状況等の取りまとめ・公表

「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況」について、国民への説明責任を全うする観点から、分かりやすさとともに、十分な内容の確保に配慮し、毎年取りまとめ、公表する。

### ウ 政策評価に関する調査・研究、研修の実施等

#### ① 評価手法等の調査・研究の推進

国内外の事例等の収集により、政策効果の把握の手法その他の政策評価の方法についての調査・研究を実施し、その結果を各府省に提供する。

#### ② 政策評価に関する全政府的な研修の実施等

政策評価に関する共通の理解と認識の普及・啓発、職員の意識改革、専門的知識の向上等に資するため、政策評価等に従事する職員に対して研修等を実施する。

#### ③ 政策評価に関する情報の活用の促進

政策評価の実施に必要な情報の府省相互間における活用の促進のための政策評価支援システムについて、その円滑な運用に努める。

#### ④ 政策評価に関する広報の積極的な展開

政策評価の結果等を具体的かつ分かりやすく国民に示すことができるよう広報を積極的に行うとともに、政策評価に関する研修への参加機会を広く政策評価に関心がある者にも提供することにより、国民の理解の増進を図る。

## 2 行政評価局調査機能

行政評価局調査機能の発揮に当たっては、引き続き以下の基本的スタンスに沿って取り組むこととする。

- 政務三役を中心としたオープンな議論を経て、行政評価等プログラムを策定し調査を実施する。
- 内閣における重要課題を踏まえ、行政分野を聖域なくカバーしつつ、テーマを選定、タイムリーに機能を発揮する。
- 制度の仕組み全体を視野に置き、縦割り行政の弊害の是正や組織・予算面の改革に資する指摘を重視する。
- 国民からの調査テーマ公募、調査手法におけるアンケート調査の活用等により、国民

との対話・協働を推進する。

- 調査実施に当たっての視点として、公開度・説明度（説明責任）の徹底を重視する。
- 調査実施に当たって必要な専門的知識を有する職員の育成・確保、外部有識者の知見の活用を推進する。
- 行政刷新会議等の政府内の他のレビュー機関、財政当局等と十分に連携する。

## (1) 閣議等の議論を通じた調査の推進

### ア 確証把握の充実・実効性確保

行政評価局の調査は、基本的に、全国を通じた調査により、確証を得て問題点等を把握し、改善に結び付けていくことで効果を発揮するものであり、機能発揮が不十分との批判に答えていくためには、調査における確証把握の充実・実効性確保を図ることが重要である。

このため、調査予定のテーマや調査結果に基づく勧告等を閣議・副大臣会議・政務官会合等において報告することにより、調査実施を推進するとともに、資料が得られないなど調査対象府省の協力が不十分な場合、問題状況を政務三役から指摘することにより、調査における確証把握の充実・実効性確保を図ることとする。

### イ 改善措置状況のフォローアップ

調査機能の強化に当たっては、調査内容の充実を図るとともに、各府省による改善措置の徹底を図ることも課題となる。このため、勧告等に対する改善措置状況のフォローアップについて、以下の措置を講じることとする。

- 勧告等による改善効果をフォローアップし、改善が不十分であれば、閣議・副大臣会議・政務官会合等における議論を通じ、改善措置の実施を徹底する。さらに、必要に応じ、追加調査の実施、再度の勧告を行う。

- 必要な場合は、内閣総理大臣に対する意見具申権限を行使する。

上記及びⅡ 2 (1) アに掲げた方策のみでは不十分と認められる場合、調査対象、調査権限の見直しも必要であり、中期的課題として引き続き検討する。

## (2) 機動調査推進室の設置等行政評価局調査機能の多様化

予算編成、制度改正への反映等、タイムリーな機能発揮が求められていること等に対応し、マネジメント改革の推進等を始めとする以下の措置を講じることとする。

- 緊急・臨時の案件に機動的に対応するため、新たに設置した機動調査推進室を中心に、調査の内容等に応じて、機動的な体制をとる。
- 行政評価機能の各機能の総合的な発揮により、関係行政機関の動向、社会的な問題の発生状況、行政上の課題について、常時、情報を収集・分析・管理し、必要に応じて機動調査を実施する「常時監視活動」を展開する。
- 地域に身近な国の行政運営上の課題を取り扱う調査（地域計画調査）等において、行政相談機能との連携を強化し、行政相談を端緒とした調査を積極的に実施する。
- 調査途上であっても、関連するアンケート調査の結果など可能なものについては公表する。
- 改善措置状況が不十分な場合、必要に応じ、追加調査を実施する。また、勧告後の改善措置状況のフォローアップを中心とした調査も必要に応じ実施する。

- 外部有識者から成る年金業務監視委員会の調査審議を踏まえ、年金記録問題に関する対応策の着実な実施や日本年金機構の業務の適正・確実な執行について監視を強化する。

### (3) 平成 23 年度以降の行政評価局調査テーマ

#### ア 調査テーマ選定の考え方

東日本大震災への対応に係る各府省等の取組方針や動向について、常時監視活動を行いつつ、内閣の重要課題に係る調査を機動的かつ重点的に実施するとの方針の下に、平成 23 年度に新たに着手する調査テーマの選定に当たっては、政務三役を中心としたオープンな議論を経て選定した。

なお、新たに着手する調査については、東日本大震災の影響に十分配慮して調査に当たるものとする。また、震災対応に係る各府省等の取組方針や動向について、常時監視活動を行い、必要に応じて、新たに設置した機動調査推進室を中心に、行政評価局として機動的に対応する。

#### イ 具体的調査テーマ（「\*」を付したテーマは、政策評価法第 12 条の規定に基づく複数府省にまたがる政策の評価）

- ① 平成 23 年度には、Ⅱ 2 (3) アの方針に基づき、基本的に、次の調査を実施する。また、地域の実情に応じた対応が必要なものは、本省の指示により、特定地域での調査を実施する。

##### i) 内閣の重要課題を踏まえ、全国規模で実施する調査

- ・ 「自殺予防対策」
- ・ 「国から補助・委託等を受けている公益法人（指定法人等）」
- ・ 「医薬品（新薬・ジェネリック）の普及・安全等」
- ・ 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と子育ての両立）」\*
- ・ 「高齢者問題（孤立化、生活困難、安否確認等）」
- ・ 「外国人の受入れ対策（外国人労働者等）」
- ・ 「農地の保全及び有効利用」

##### ※ 平成 22 年度から引き続き実施する調査

- ・ 「食品流通対策（流通コスト縮減）」
- ・ 「児童虐待の防止等」\*
- ・ 「検査検定、資格認定等（利用者負担軽減等）」
- ・ 「社会資本の維持管理・更新」
- ・ 「公共職業安定所における職業紹介等」
- ・ 「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革」\*

##### ii) 本省の指示により、特定地域で実施する調査

- ・ 「鳥獣被害防止対策」

- ② ①に加え、平成 24、25 年度の実施を検討する調査は、次のとおりである。

- ・ 「矯正・更生保護（刑務所出所者等の社会復帰支援対策）」
- ・ 「水害・土砂災害防止対策」
- ・ 「医師・看護師の確保対策」
- ・ 「原子力政策（施設の立地・安全対策等）」

- ・ 「特別支援教育」
  - ・ 「農地公共事業（農業水利施設）」
  - ・ 「防衛省調達業務等」
  - ・ 「国有財産の管理等」
  - ・ 「消費者取引対策の適正化」＊
  - ・ 「高齢者、障がい者の移動等の円滑化（バリアフリー）対策」＊
- ③ ①及び②のほかに、行政上の課題について、以下に掲げるものを始め、常時監視活動を行い、必要に応じて、調査の実施等を検討する。
- ・ 「震災対策・津波対策（災害予防、災害応急、災害復旧・復興）」
  - ・ 「原子力防災対策等」
  - ・ 「内部通達」
  - ・ 「年金業務監視（国民年金運用 3 号案件、厚生年金未適用事業所（5 人未満事業所）等）」
  - ・ 「自動二輪車に係る諸規制」
- ④ 上記のほか、これまでの調査テーマ選定過程における議論の中で指摘された事項についても、引き続き検討する。

なお、政策評価法第 13 条の規定に基づく事項については、末尾に別紙 1 として記載している。

### 3 行政相談機能

#### (1) 行政相談

行政相談については、国民視点と行政の接続を重視し、広く国民の意見を聴き、制度又は運営の改善につなげる活動を展開する。

このため、平成 23 年度においては、次のような具体的な取組を行う。

##### ア 行政相談により得られる情報の調査・分析の充実

行政相談の事案分析を強化し、政策課題の抽出、構成を積極的に行う。あわせて、行政苦情救済推進会議の活用を図る。

また、行政評価局調査に際し、行政相談事案の情報を活用するとともに、行政相談と行政評価局調査の担当間での連携強化等を図る。

##### イ 行政相談委員との協働の充実

国民の身近な相談相手として、ボランティアで相談を受け付けている行政相談委員との協働を充実させることにより、行政の制度・運営の改善を求める国民の声・ニーズを積極的に把握する。

このため、地方公共団体や各種相談機関等との連携の強化等の諸課題に的確に対応し、行政相談委員の相談処理状況等に応じた支援活動を展開する。具体的には、国民の声・ニーズの把握を重視し、行政の制度・運営の改革・改善につなげる行政相談活動を展開するための当面の具体的な活動方針として策定した「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」(平成 22 年 5 月)に基づき、

①「国民の視点」からの改革・改善活動、②「連携・協力のネットワーク」を拡充・強化する活動、③行政相談委員の「自主的取組」の支援活動、④行政相談委員との「協

働」活動を実施する。

また、平成 23 年度が行政相談委員制度 50 周年に当たることから、節目を迎えた行政相談委員制度の今後を展望する記念事業を行う。

## (2) 東日本大震災の被災者への対応

東日本大震災の被災者に対する特別行政相談活動を積極的に展開する。具体的には、震災行政相談専用フリーダイヤルの設置や特別行政相談所の開設等を行い、関係機関等の協力を得て相談を受け付ける。

## (3) 年金記録確認第三者委員会の活動

年金記録確認第三者委員会の活動を的確に補佐し、その調査審議の促進を図るとともに、年金記録確認第三者委員会の判断結果を踏まえ、厚生労働大臣に対し、あっせんを行う。

その際、当面は、平成 22 年度に申し立てられた年金受給者からのものについて、優先的に処理の促進を図る。

なお、年金記録確認業務の所管については、これまでの年金記録確認第三者委員会の調査審議の蓄積を踏まえ、国民の正当な権利を回復するために、一層優れた仕組みを構築するとの観点から厚生労働省等との調整を進める。

## 4 独立行政法人評価機能

独法通則法等に基づく独立行政法人の事務・事業の見直し及び業務実績に関する評価等については、東日本大震災の影響に配慮するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく行政刷新会議における独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を注視しつつ、政策評価・独立行政法人評価委員会が行う次に掲げる活動を的確に補佐し、独立行政法人評価の客観的かつ厳正な実施等を確保する。

平成 23 年度に行う業務実績に関する評価に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会が策定した「平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について」に沿って効果的・効率的に行う。

### (1) 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃について

独立行政法人の中期目標期間終了時における主要な事務及び事業の改廃、独立行政法人の中期目標期間終了時に主務大臣等が策定する次期中期目標・中期計画に関する調査審議を行い、必要に応じてその結果を主務大臣に勧告等を行うこと。

《対象》平成 23 年度に中期目標期間が終了する 9 法人（注）

### (2) 独立行政法人等の業務実績に関する評価について

府省の独立行政法人評価委員会等による毎年度及び中期目標期間終了時における独立行政法人等（日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）、国立大学法人、大学共同利用機関法人を含む。）の業務実績に関する評価の結果について調査審議を行うこと。

### (3) その他

役員の退職金に係る業績勘案率の調査審議、国民への独立行政法人評価に関する各種情報提供の充実、各府省の独立行政法人評価委員会との連携強化等を行うこと。

(注) 平成 23 年度に中期目標期間が終了する独立行政法人 (9 法人)

郵便貯金・簡易生命保険管理機構、国際協力機構、国際交流基金、科学技術振興機構、労働政策研究・研修機構、日本貿易保険、原子力安全基盤機構、自動車事故対策機構、住宅金融支援機構

(別紙)

## 総務省が行う政策の評価に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 13 条の規定に基づき、平成 23 年度以降の 3 年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を次のとおり定める。

### 1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第 12 条第 1 項及び第 2 項の評価に関して、以下の取組を推進する。

#### (1) 統一性又は総合性を確保するための評価（政策評価法第 12 条第 1 項によるもの）

各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から行う複数府省にまたがる政策の評価（以下「統一性又は総合性を確保するための評価」という。）については、政府として指向すべき一定の方向性の下に統一性又は総合性を確保する必要がある政策であって、

- ① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策、
- ② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策、
- ③ 複数の行政機関の所掌に係る政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なものについて、政府全体としてのよりの確な政策の実現が図られるよう、重点的かつ計画的に実施する。

特に、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充する。

調査実施に当たっては、公開度・説明度（説明責任）の徹底、国民との対話・協働の推進を図る。

#### (2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（政策評価法第 12 条第 2 項によるもの）

各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に至る一連の活動については、これまでの各行政機関が実施した政策評価についての審査の結果、政策評価の実例の蓄積等を踏まえつつ、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点から、次のとおり取り組む。

- ① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握  
どのような政策についてどのように政策評価を行っているか又は行おうとしているのかなど各行政機関における政策評価の実施状況についての情報の収集・分析を行う。
- ② 各行政機関が実施した政策評価の実施手続等における客観性・厳格性の達成水準等についての審査

各行政機関が実施した政策評価について、引き続き、評価の質の向上の観点から審査を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。規制の事前評価、租税特別措置等に係る事前評価等については、重点化を図りつつ、行政機関ごとにかつ個々に審査を行う。

③ 行政機関による再評価等の実施の必要性の認定及びこれを踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価

これらについては、平成15年8月に公表した『評価の実施の必要性の認定』の考え方の整理と今後の取組等を踏まえ、個々の事案に即して、評価が適切に実施されているかどうかについての事実関係の把握・整理を行うことを通じて、

- i 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて評価が行われるべきもの
  - ii 社会経済情勢の変化等に的確に対応するために評価が行われるべきもの
- について検討を行う。

評価の質の向上と信頼性の確保を図るとともに、国民に対する説明責任を果たしていくため、上記の検討を通じて明らかになった事実関係や得られた具体的な知見を整理の上、関係機関に提供するとともに、公表する。

## 2 平成23年度から25年度までの3か年に実施する評価のテーマ

統一性又は総合性を確保するための評価については、行政評価等プログラムのII2(3)「平成23年度以降の行政評価局調査テーマ」における方針（東日本大震災への対応に係る各府省等の取組方針や動向について、常時監視活動を行いつつ、内閣の重要課題に係る調査を機動的かつ重点的に実施）の下に行うこととする。

具体的には、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と子育ての両立）」、「消費者取引対策の適正化」及び「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化（バリアフリー）対策」の各テーマについて、複数の行政機関の所掌に関係する政策の総合的な推進を図る見地から、全体として評価を実施する。

## 3 平成23年度に実施する評価のテーマ

平成23年度に実施する統一性又は総合性を確保するための評価は、上記2のうち、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と子育ての両立）」とする。

なお、このほか、「児童虐待の防止等」及び「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革」について、引き続き実施する。

## 4 その他評価の実施に関する重要事項

### (1) 閣議等の議論を通じた調査の推進

#### ア 確証把握の充実・実効性確保

行政評価局の調査は、基本的に、全国を通じた調査により確証を得て問題点等を把握し、改善に結び付けていくことで効果を発揮するものであり、機能発揮が不十分との批判に 대응していくためには、調査における確証把握の充実・実効性確保を図ることが重要である。

このため、調査予定のテーマや調査結果に基づく勧告等を閣議・副大臣会議・政務官会合等において報告することにより調査実施を推進するとともに、資料が得ら

れないなど調査対象府省の協力が不十分な場合、問題状況を政務三役から指摘することにより、調査における確証把握の充実・実効性確保を図ることとする。

#### イ 改善措置状況のフォローアップ

調査機能の強化に当たっては、調査内容の充実を図るとともに、各府省による改善措置の徹底を図ることも課題となる。このため、勧告等に対する改善措置状況のフォローアップについて、以下の措置を講じることとする。

○ 勧告等による改善効果をフォローアップし、改善が不十分であれば閣議・副大臣会議・政務官会合等における議論を通じ、改善措置の実施を徹底する。さらに、必要に応じ、追加調査の実施、再度の勧告を行う。

○ 必要な場合は、内閣総理大臣に対する意見具申権限を行使する。

上記及び4(1)アに掲げた方策のみでは不十分と認められる場合、調査対象、調査権限の見直しも必要であり、中期的課題として引き続き検討する。

#### (2) 政策評価・独立行政法人評価委員会における調査審議

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保、評価の質の向上の観点から、学識経験者の知見の活用として、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を積極的に活用する。

また、各行政機関が実施した政策評価のうち改めて評価が行われるべきもの等についての認定等に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえる。

#### (3) 評価に関する情報の公表

総務省が行う政策の評価について、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえ、積極的に評価に関する情報の公表に取り組む。

#### (4) 効果的・効率的な評価の実施

総務省が行う政策の評価の効果的・効率的な実施を図るため、行政評価・監視で得られた情報・データを活用するなど政策の評価と行政評価・監視との連携を図るとともに、学識経験者の知見の活用及び分析手法等の調査・研究等を推進する。

(参考)

## 機能強化の基本的考え方

(「行政評価等プログラム」(平成 22 年 4 月)(抄))

### 1 行政評価機能の役割と機能強化の必要性

行政評価機能は、いわば政府のレビュー機能として、行政の改革・改善を促し、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現に資する役割を担っている。

[行政評価機能の全体像]

- 政策評価推進機能
  - ・ 政策評価に関する基本的事項の企画立案（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 16 号）
  - ・ 各府省が行う政策評価の推進、各府省の政策評価結果の点検（総務省設置法第 4 条第 16、17 号、政策評価法第 3、4、12 条）
- 「行政評価局調査」機能
  - ・ 複数府省にまたがる政策の評価（総務省設置法第 4 条第 17 号、政策評価法第 12 条）
  - ・ 各行政機関の業務の実施状況の評価・監視（総務省設置法第 4 条第 18 号）
- 行政相談機能
  - ・ 国民からの国に対する相談（苦情、意見・要望）の受付・解決の促進（総務省設置法第 4 条第 21 号）
  - ・ 行政相談委員との協働（総務省設置法第 4 条第 22 号、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号））
- 独立行政法人評価機能（政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務）
  - ・ 中期目標期間終了時の主要な事務・事業の改廃に関する勧告、各年度の業務実績に関する各府省独立行政法人評価委員会の評価結果への意見（独法通則法第 32 条第 5 項、第 35 条第 3 項）

他方、政治主導・国民主導の確立、税金の無駄使いの徹底排除等に向け、従来からの行政システムの転換が求められている中、行政評価機能については、機能をより十全に発揮する必要性が指摘されており、行政に対する国民の信頼回復のため、機能強化を図り、政府全体のレビュー機能の質の向上に資することが必要である。

### 2 機能強化の視点

行政評価機能の強化に当たっては、鳩山内閣総理大臣が施政方針演説で示した「いのちを守る」政策の実現に向け、新たなパラダイム、ダイナミズムに適応しているかどうか、以下の点を重視し、聖域なく、行政運営を見直していくこととする。

- 国民視点に立った行政のパフォーマンスやアウトカム（国民に対する成果）
- 公開度・説明度（説明責任）の徹底

## ○ 国民との対話・協働

### 3 取組の方向性

「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」（平成 22 年 1 月 12 日総務省）及び上記の視点に沿って、以下の方向で行政評価機能の強化に取り組み、政府内でレビュー機能を担う他の機関と連携しつつ、総務省として内閣を支援する機能を強化する。

① 政策評価推進機能については、

- ・ 各府省における政策評価の定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各府省の説明責任の向上
- ・ 事前評価の拡充や成果（アウトカム）に着目した目標設定の推進等、予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化

を図る。

② 「行政評価局調査」機能については、その特性をいかし、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充する。

調査実施に当たっては公開度・説明度（説明責任）の徹底、国民との対話・協働の推進を図る。

③ 行政評価機能を成す各機能は相互に密接に関連することから、各機能間の連携に留意するとともに、各機能を通じ、タイムリーな情報発信に努める。

④ 政策評価への取組が人事評価に一層円滑に反映されるような取組を推進する。

機能強化方策の具体化・実行に当たっては、年金記録確認第三者委員会における業務の動向等の状況変化に留意して、柔軟かつ適切に対応する。現在、行政評価局においては、年金記録確認第三者委員会の事務局を担っており、国民からの申立ての迅速かつ的確な処理を促進するため、調査等の要員を当該業務にシフトして取り組んでいるところであることから、機能強化方策の適切かつ効果的な実施に当たっては、当該業務について、早期にめどを付けることが不可欠である。このため、厚生労働省の年金記録回復委員会における年金記録問題への対応方策の検討に協力し、当該方策の具体化の内容に応じ、所要の措置を講ずる。

### 4 中期的課題

機能強化に向けた具体的取組と併せて、現行制度の枠組みを超えた検討が必要となる組織・体制、法制度等に係る以下の中期的課題について、引き続き検討する。

- ① 総務省設置法に基づく調査対象、調査権限の在り方
- ② 政策評価制度の在り方（政策評価法の対象機関の範囲等）
- ③ 行政相談委員制度の在り方（地方公共団体との連携・協力の在り方等）
- ④ 政策評価・独立行政法人評価委員会の在り方
- ⑤ 行政評価・監視に係る審議機関
- ⑥ 局の名称、組織・体制

# 参 考 资 料

## 目 次

- 平成 23 年度行政評価局業務の全体像…………… 1

### 政 策 評 価

[平成 23 年度]

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価  
ー仕事と子育ての両立支援策を中心としてー（総合性確保評価）…………… 2

### 行政評価・監視

[平成 23 年度]

- ① 自殺予防対策に関する行政評価・監視…………… 3  
② 国等から補助・委託等を受けている公益法人（指定法人等）に関する調査…………… 4  
③ 医薬品（新薬・ジェネリック）の普及・安全等に関する行政評価・監視…………… 5  
④ 高齢者対策に関する行政評価・監視  
ー高齢者の孤立化防止、生活困難問題、安否確認等を中心としてー…………… 6  
⑤ 外国人の受入れ対策（外国人労働者等）に関する行政評価・監視…………… 7  
⑥ 農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視…………… 8  
⑦ 鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視…………… 9

平成 23 年度行政評価局業務の全体像

|   |  |  |   |  |
|---|--|--|---|--|
| 行政評価局調査   | <p>○ 行政評価局調査の実施に当たっては、東日本大震災からの復旧・復興に政府全体として対応している状況の中で、震災対応に係る各府省等の取組方針や動向について、常時監視活動を行いつつ、内閣の重要課題に係る調査を機動的かつ重点的に実施する。</p> <p>○ この方針の下に、</p> <p>① 現在実施中・フォローアップ中の調査については、必要に応じて、その内容・方向性を重点化するとともに、勧告・取りまとめ時期の検討・設定等に際し、機動的に対応する。</p> <p>② 新たに着手する調査については、東日本大震災の影響に十分配慮して調査に当たるものとする。また、震災対応に係る政府の取組方針や動向について、常時監視活動を行い、必要に応じて、新たに設置した機動調査推進室を中心に、行政評価局として機動的に対応する。</p>  |  |   |  |
|   | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="283 608 724 1389"> <p>[調査着手済み]</p> <p>→取りまとめ、勧告予定</p> <p>○「食品流通対策」</p> <p>○「児童虐待」</p> <p>    &lt;政策評価&gt;</p> <p>○「検査検定・資格認定等」</p> <p>○「社会資本の維持管理・更新」</p> <p>○「公共職業安定所」</p> <p>○「法曹養成制度」</p> <p>    &lt;政策評価&gt;</p> </td> <td data-bbox="724 608 1354 1389"> <p>[平成 23 年度新規着手テーマ]</p> <p>○「自殺予防対策」</p> <p>○「国から補助・委託等を受けている公益法人(指定法人等)」</p> <p>○「医薬品(新薬・ジェネリック)の普及・安全等」</p> <p>○「ワーク・ライフ・バランス(仕事と子育ての両立)」&lt;政策評価&gt;</p> <p>○「高齢者問題(孤立化、生活困難、安否確認等)」</p> <p>○「外国人の受入れ対策(外国人労働者等)」</p> <p>○「農地の保全及び有効利用」</p> </td> <td data-bbox="1354 608 1904 1389"> <p>[24、25 年度実施検討テーマ]<br/>(毎年度、見直しを行う)</p> <p>○「矯正・更生保護(刑務所出所者等の社会復帰支援対策)」</p> <p>○「水害・土砂災害防止対策」</p> <p>○「医師・看護師の確保対策」</p> <p>○「原子力政策<br/>(施設の立地・安全対策等)」</p> <p>○「特別支援教育」</p> <p>○「農地公共事業<br/>(農業水利施設)」</p> <p>○「防衛省調達業務等」</p> <p>○「国有財産の管理等」</p> <p>○「消費者取引対策の適正化」<br/>    &lt;政策評価&gt;</p> <p>○「高齢者、障がい者の移動等の円滑化」&lt;政策評価&gt;</p> <p>※上記のほか、23 年度テーマ選定の議論の中で、検討、論点整理、情報収集等が必要とされたものについては、引き続き検討</p> </td> </tr> </table> | <p>[調査着手済み]</p> <p>→取りまとめ、勧告予定</p> <p>○「食品流通対策」</p> <p>○「児童虐待」</p> <p>    &lt;政策評価&gt;</p> <p>○「検査検定・資格認定等」</p> <p>○「社会資本の維持管理・更新」</p> <p>○「公共職業安定所」</p> <p>○「法曹養成制度」</p> <p>    &lt;政策評価&gt;</p>  | <p>[平成 23 年度新規着手テーマ]</p> <p>○「自殺予防対策」</p> <p>○「国から補助・委託等を受けている公益法人(指定法人等)」</p> <p>○「医薬品(新薬・ジェネリック)の普及・安全等」</p> <p>○「ワーク・ライフ・バランス(仕事と子育ての両立)」&lt;政策評価&gt;</p> <p>○「高齢者問題(孤立化、生活困難、安否確認等)」</p> <p>○「外国人の受入れ対策(外国人労働者等)」</p> <p>○「農地の保全及び有効利用」</p> | <p>[24、25 年度実施検討テーマ]<br/>(毎年度、見直しを行う)</p> <p>○「矯正・更生保護(刑務所出所者等の社会復帰支援対策)」</p> <p>○「水害・土砂災害防止対策」</p> <p>○「医師・看護師の確保対策」</p> <p>○「原子力政策<br/>(施設の立地・安全対策等)」</p> <p>○「特別支援教育」</p> <p>○「農地公共事業<br/>(農業水利施設)」</p> <p>○「防衛省調達業務等」</p> <p>○「国有財産の管理等」</p> <p>○「消費者取引対策の適正化」<br/>    &lt;政策評価&gt;</p> <p>○「高齢者、障がい者の移動等の円滑化」&lt;政策評価&gt;</p> <p>※上記のほか、23 年度テーマ選定の議論の中で、検討、論点整理、情報収集等が必要とされたものについては、引き続き検討</p> |
| <p>[調査着手済み]</p> <p>→取りまとめ、勧告予定</p> <p>○「食品流通対策」</p> <p>○「児童虐待」</p> <p>    &lt;政策評価&gt;</p> <p>○「検査検定・資格認定等」</p> <p>○「社会資本の維持管理・更新」</p> <p>○「公共職業安定所」</p> <p>○「法曹養成制度」</p> <p>    &lt;政策評価&gt;</p> | <p>[平成 23 年度新規着手テーマ]</p> <p>○「自殺予防対策」</p> <p>○「国から補助・委託等を受けている公益法人(指定法人等)」</p> <p>○「医薬品(新薬・ジェネリック)の普及・安全等」</p> <p>○「ワーク・ライフ・バランス(仕事と子育ての両立)」&lt;政策評価&gt;</p> <p>○「高齢者問題(孤立化、生活困難、安否確認等)」</p> <p>○「外国人の受入れ対策(外国人労働者等)」</p> <p>○「農地の保全及び有効利用」</p>  | <p>[24、25 年度実施検討テーマ]<br/>(毎年度、見直しを行う)</p> <p>○「矯正・更生保護(刑務所出所者等の社会復帰支援対策)」</p> <p>○「水害・土砂災害防止対策」</p> <p>○「医師・看護師の確保対策」</p> <p>○「原子力政策<br/>(施設の立地・安全対策等)」</p> <p>○「特別支援教育」</p> <p>○「農地公共事業<br/>(農業水利施設)」</p> <p>○「防衛省調達業務等」</p> <p>○「国有財産の管理等」</p> <p>○「消費者取引対策の適正化」<br/>    &lt;政策評価&gt;</p> <p>○「高齢者、障がい者の移動等の円滑化」&lt;政策評価&gt;</p> <p>※上記のほか、23 年度テーマ選定の議論の中で、検討、論点整理、情報収集等が必要とされたものについては、引き続き検討</p> |   |  |
| 本省の指示により特定地域で実施する調査   | <p>○「鳥獣被害防止対策」</p>   |  |   |  |
| 機 動 調 査   | <p>緊急・臨時の案件</p>  |  |   |  |
| 常 時 監 視   | <p>「常時監視」事項については、情勢の変化に応じ、「機動調査」の実施、既往の行政評価局調査の「再調査」の実施を検討</p> <p>○「震災対策・津波対策(災害予防、災害応急、災害復旧・復興)」</p> <p>○「原子力防災対策等」</p> <p>○「内部通達」</p> <p>○「年金業務監視(国民年金運用 3 号案件、厚生年金未適用事業所(5 人未満事業所)等)」</p> <p>○「自動二輪車に係る諸規制」</p>   |  |   |  |
| 行政相談  | <p>・被災者からの各種相談、問合せ等に迅速かつ的確に対応</p> <p>・被災者・被災地等の苦情・要望をよく聴き、行政相談を端緒に行政評価局調査機能を活用して、制度・運営の改善につなげる</p> <p>・一般的な行政相談(行政相談委員意見を含む)により得られる情報の調査・分析・フォローアップ(行政苦情救済推進会議も活用)</p>   |  |   |  |
| 政策推進  | <p>政策評価に関する基本的事項の「企画立案」、「推進」<br/>各府省が行った評価の点検(22 年度評価対象)</p>   |  |   |  |
| 法人立行政評価   | <p>(政策評価・独立行政法人評価委員会による)</p> <p>中期目標期間終了時の業務の見直し(9 法人) / 平成 22 年度の業務実績の評価</p>  |  |   |  |
| 年金記録確認委員会   | <p>年金記録確認第三者委員会による申立て処理</p>  |  |   |  |

# 政策評価

## 行政評価局調査テーマの背景事情等

|             |   |
|-------------|---|
| 実施年度        | 平成 23 年度  |
| テーマ名        | ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価－仕事と子育ての両立支援策を中心として－（総合性確保評価）  |
| 背景事情        | <p>① 平成 19 年 12 月、関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民が一体となって労働時間等の設定改善、育児・介護休業等の多様な働き方の推進、パート労働者の均衡待遇の推進、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援の推進などの取組を行うこととされた。</p> <p>また、平成 22 年 6 月、同会議において、新たな合意に基づく新たな憲章及び行動指針が決定された。これらの中で、平成 32 年に「男性の育児休業率 13%」、「第 1 子出産前後の女性の継続就業率 55%」、29 年に「保育サービスを提供している割合 44%」や 27 年に「在宅型テレワーカーの数 700 万人」等が数値目標として設定し直されるとともに、女性の育児休業を取得しやすい環境の整備と就業率の向上、男性の子育てへの関わりの支援促進（改正育児休業制度等の活用促進、学習機会の提供等）などの取組も新たに行うこととされた。</p> <p>② 一方、平成 17 年 4 月、改正育児・介護休業法（平成 16 年法律第 160 号）が施行され、パートタイム労働者も一定の要件を満たす場合には育児休業を取得することができるようになった。さらに、平成 22 年 4 月に、再び改正育児・介護休業法（平成 21 年法律第 65 号）が施行され、父親が配偶者の出産後 8 週間以内に育児休業を取得した場合の育児休業の再取得などが実現した。</p> <p>③ このような取組にもかかわらず、男性の育児休業取得率は平成 19 年の 1.56%に対し 21 年は 1.72%、保育サービスの提供割合は 20 年の 21.0%に対し 22 年は 22.8%となっており、また、育児休業制度のある事業所のうち、非正規雇用の取得要件を定めている割合は 20 年で 64.4%となっている。</p> |
| 評価の観点等      | <p>① ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策のうち、仕事と子育ての両立支援に係る施策等の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策のうち、仕事と子育ての両立支援に係る施策等について、関係行政機関の各種施策等が総体としての程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価</p>  |
| 調査等対象機関（予定） | 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、都道府県、市町村、民間団体等  |

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

# 行政評估・監視

## 行政評価局調査テーマの背景事情等

|             |  |
|-------------|--|
| 実施年度        | 平成 23 年度   |
| テーマ名        | 自殺予防対策に関する行政評価・監視  |
| 背景事情        | <p>① 我が国における年間自殺者数は、平成 10 年以降 13 年連続して 3 万人を超える状況（22 年は 3 万 1,690 人：警察庁公表）であり、また、我が国の人口 10 万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）は、19 年において 24.4 と、主要国の中では高い水準（世界 6 位：2009 年 WHO 調べ）にある。</p> <p>このような状況の中、平成 18 年 6 月、政府が一体となって実効性のある自殺対策を総合的に推進することを目的として、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）が成立し、同法に基づき、同年 10 月に、内閣府に「自殺総合対策会議」が設置されるとともに、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」（平成 19 年 6 月 8 日閣議決定）が策定された。同大綱においては、平成 28 年までに、17 年の自殺死亡率（25.5）を 20% 以上減少させるとの目標が設定された。</p> <p>② 平成 20 年 10 月には、自殺予防対策の一層の推進のために当面強化・加速化すべき施策として「自殺対策加速化プラン」（平成 20 年 10 月 31 日自殺総合対策会議決定）が策定され、また、22 年 9 月には、必要な緊急対策を機動的に実施するために「自殺対策タスクフォース」が設置されるなど、自殺予防対策に係る総合的な対策が推進されている。</p> <p>また、平成 23 年 1 月には「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置され、今後、自殺予防対策を含む「社会的包摂」を推進するための戦略が策定される予定となっている。</p> <p>なお、「自殺総合対策大綱」は、策定後おおむね 5 年を目途に見直すこととされている。</p> <p>③ しかしながら、自殺予防対策を推進するための新たな課題として、i) 地域ごとの実情に応じた効果的な施策を講じることができるようになるための国からの支援が不十分であることや、ii) 相談機関や医療機関等を訪れないまま自殺に至る者や、無職で家族がいないなど自殺予防対策に係る施策が行き届かず自殺に至る者も相当数に及ぶと考えられるなどの状況があるといわれており、また、地方公共団体においても、独自に、民間団体との連携等の取組を積極的に実施している例や、救急病院と連携して自殺未遂者対策に取り組んでいる例などもみられる。</p> <p>（注） 当省においては、平成 17 年 4 月から 11 月に行政評価・監視（「自殺予防に関する調査」）を実施し、その結果に基づき、同年 12 月、自殺予防対策に係る行政上の課題を関係府省に通知</p> |
| 主な調査項目      | <p>① 自殺予防対策に係る関係行政機関の推進体制</p> <p>② 自殺の実態等の把握状況</p> <p>③ 自殺予防対策に係る施策の実施状況</p>   |
| 調査等対象機関（予定） | 内閣府、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、都道府県、市町村、独立行政法人、民間団体等、有識者等   |

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 行政評価局調査テーマの背景事情等

|             |   |
|-------------|---|
| 実施年度        | 平成 23 年度  |
| テーマ名        | 国等から補助・委託等を受けている公益法人（指定法人等）に関する調査   |
| 背景事情        | <p>① 「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）において、行政からの支出又は権限の付与により実施している政府関連公益法人の事務・事業については、国民的な視点からの徹底的見直しを行い、廃止、実施主体の変更等が必要な法人に対しては、補助金等の支出又は権限付与の廃止、国等からの支出により造成された基金の返納等の必要な措置を講じることが決定された。</p> <p>② 行政刷新会議は、平成 22 年 6 月、事業仕分けの結果を受けて、財源、人材、権限等に関して行政との結び付きが強い公益法人（政府系公益法人）について、業務、制度の見直し等を推進するため、i) 国費支出の在り方の見直し、ii) 所管官庁の指導監督の徹底、iii) 権限付与の抜本的見直しなどを柱とした「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」を公表した。</p> <p>③ 平成 21 年度において国が所管する特例民法法人は 6,493 法人であり、このうち、国等から業務の委託等（権限付与等）を受けている法人は約 700 法人、国等から支出（補助金等、契約）を受けている法人は約 1,900 法人となっている。</p> <p>④ 現在、東日本大震災からの復旧・復興に国全体が総力を挙げて優先的に取り組んでいるところであるが、一方で、復興支援等の円滑な実施及び財源への寄与という点からも、引き続き、政府関連公益法人の事務・事業の徹底的な見直しに取り組んでいくことが重要である。</p> |
| 主な調査項目      | <p>① 国等から補助金等を受けている公益法人における補助金等の執行状況</p> <p>② 国等と公益法人の契約の締結状況等</p> <p>③ その他</p>   |
| 調査等対象機関（予定） | 全府省、公益法人、独立行政法人等  |

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 行政評価局調査テーマの背景事情等

|             |  |
|-------------|--|
| 実施年度        | 平成 23 年度   |
| テーマ名        | 医薬品（新薬・ジェネリック）の普及・安全等に関する行政評価・監視   |
| 背景事情        | <p>① 我が国では、研究開発の段階を完了した薬剤が市場に供給されるまでの期間が長く（平均して世界初上市から約 4 年遅れて上市。米国と比較して 2.5 年の開き）、このドラッグ・ラグの解消に向け、「革新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略」（平成 19 年 4 月、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省）等が策定された。</p> <p>また、「新成長戦略実現 2011」（平成 23 年 1 月 25 日閣議決定）においても、新薬に係る総審査期間の 4 か月短縮等が 23 年に見込まれる成果とされているなど、医薬品等の承認審査の迅速化は主要施策の一つとなっている。</p> <p>② 一方、増加を続ける医療費の状況（平成 17 年度 32.4 兆円から 21 年度 35.3 兆円）を踏まえ、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」（19 年 5 月、厚生労働省）において、24 年度までに後発医薬品（ジェネリック医薬品）のシェアを数量ベースで 30%以上にする とされた。しかし、平成 21 年の後発医薬品の薬剤種類数に占める割合は、20.7%と低迷している。</p> <p>③ 平成 8 年及び 14 年の薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）の改正等により副作用情報等の収集の充実が図られ、i) 薬事法第 77 条の 4 の 4 に基づく副作用報告件数は 16 年度 32,560 件から 20 年度 38,092 件、ii) 薬物の治験中における副作用報告（国内起源）件数は 17 年度 276 件から 21 年度 548 件と年々増加傾向にある。また、平成 20 年度の医薬品等営業許可・届出施設数に占める薬事監視立入検査施行施設数は 33.3%（603,113 施設中 200,054 施設）と低調となっている。</p> |
| 主な調査項目      | <p>① 医薬品供給の迅速化（ドラッグ・ラグの解消）に関する施策の実施状況</p> <p>② 後発医薬品の普及に関する施策の実施状況</p> <p>③ 医薬品の副作用対策の実施状況</p> <p>④ 薬事監視の実施状況</p>  |
| 調査等対象機関（予定） | 厚生労働省、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、都道府県（保健所）、保健所設置市、医療機関、薬局、関係団体等   |

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 行政評価局調査テーマの背景事情等

|             |   |
|-------------|---|
| 実施年度        | 平成 23 年度  |
| テーマ名        | 高齢者対策に関する行政評価・監視－高齢者の孤立化防止、生活困難問題、安否確認等を中心として－  |
| 背景事情        | <p>① 厚生労働省は、平成 14 年度から社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条、第 108 条等に基づき地域福祉の推進に関する事項を盛り込んだ地域福祉計画の策定を各自治体に義務付け、高齢者等の孤立防止にも対応可能な地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりを推進している。また、平成 21 年度から 23 年度までのモデル事業として「安心生活創造事業」（見守りや買い物支援を必要とする者の把握と支援体制の整備）を実施しており、同事業は 22 年 4 月現在 58 市町村で実施されている。</p> <p>また、高齢者に対しては、平成 12 年度から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく介護サービスや、認知症対策としての日常生活自立支援事業等の権利擁護サービスなどが実施されているが、医療的ケアや生活支援サービス等と連携した要介護者への包括的な支援が課題となっている。</p> <p>② しかし、地域で孤立するおそれがあるとされる高齢単身・夫婦のみの世帯が平成 16 年度 762.9 万世帯から 21 年度 960.9 万世帯（全世帯の 20.0%）に増加しており、また、認知症の高齢者は 14 年度 149 万人から 27 年度までに 250 万人になると推計されている。さらに、生活保護受給世帯（平成 20 年度 114.9 万世帯）の 45.7%は高齢者世帯（同 52.5 万世帯）で占められており、一定の高齢者世帯は生活が困難な状況にあるとみられる。また、養護者から虐待を受けている被虐待高齢者（平成 21 年度 16,002 人）の 45.7%（同 7,315 人）は、認知症の高齢者であるとされている。</p> <p>一方、社会福祉法に基づき地域福祉計画を策定・公表している市町村は、平成 22 年 7 月現在 48.8%（855 市町村）にとどまっている。</p> <p>③ このような状況の中、平成 22 年 8 月、高齢者の所在不明問題の発生を受け、介護保険制度について、「高齢単身・夫婦のみ世帯」への生活支援サービスの充実を図るよう、内閣総理大臣から厚生労働省等の関係省庁に指示があり、厚生労働省は 24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス等の地域包括ケアの推進を図る方針としている。また、厚生労働省は、今般の東日本大震災に際し、要援護高齢者等の安否確認と適切な支援の実施について、地域包括支援センターが中心となるよう各都道府県に要請している。</p> |
| 主な調査項目      | <p>① 孤立化し生活困難な高齢者の把握状況</p> <p>② 孤立化した高齢者への支援対策の実施状況</p> <p>③ 住民記録台帳等の正確性確保対策の実施状況</p> <p>④ 災害時における要援護高齢者等の安否確認体制等の整備状況</p>  |
| 調査等対象機関（予定） | 内閣府、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、厚生労働省、都道府県、都道府県警察、市区町村、関係団体等   |

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 行政評価局調査テーマの背景事情等

|             |   |
|-------------|---|
| 実施年度        | 平成 23 年度  |
| テーマ名        | 外国人の受入れ対策（外国人労働者等）に関する行政評価・監視   |
| 背景事情        | <p>① 我が国に入国・在留する外国人の状況をみると、平成 22 年の外国人入国者数は過去最高の約 944 万人、21 年の外国人登録者数は前年より 0.3 ポイント減少したものの約 219 万人で総人口の 1.7%を占めている。</p> <p>② 政府は、国際化の進展等の観点から外国人労働者の受入れ範囲の拡大や円滑化が要請される一方、外国人の不法就労等が社会問題化していることなどから、外国人労働者を中心とする外国人受入れに関する諸問題を検討するため、昭和 63 年 5 月に「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」を設置し、現在、同会議が平成 18 年 12 月に取りまとめた「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」等に基づき日本人と同様の公共サービスを受け生活できるよう環境整備等を進めている。</p> <p>③ また、平成 21 年 7 月、新たな在留管理制度の導入や研修・技能実習制度の見直し等を内容とする出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年法律第 319 号）の改正案、外国人住民を新たに住民基本台帳の対象とすることなどを内容とする住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の改正案が第 171 回通常国会で成立した。</p> <p style="padding-left: 2em;">さらに、平成 22 年 3 月に、今後 5 年程度の期間を想定した第 4 次出入国管理基本計画が策定され（計画期間：22 年度から 26 年度頃まで）、現在、同計画に基づき、我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ、安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進、新たな在留管理制度の円滑な導入等の取組が進められている。</p> <p>④ このほか、EPA（経済連携協定）に基づき、インドネシアについては平成 20 年度から、フィリピンについては 21 年度から、看護師・介護福祉士の候補者の受入れを開始しているが、その国家試験の合格者数は少なく来日者や受入れ施設の減少等の問題が指摘されている。</p> |
| 主な調査項目      | <p>① 生活者としての外国人に関する総合的対応策の実施状況</p> <p>② 外国人の研修・技能実習制度の適正化対策の実施状況</p> <p>③ EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士の受入れ状況</p>   |
| 調査等対象機関（予定） | 内閣府、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、都道府県、市町村、民間団体等   |

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 行政評価局調査テーマの背景事情等

|             |   |
|-------------|---|
| 実施年度        | 平成 23 年度  |
| テーマ名        | 農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視  |
| 背景事情        | <p>① 食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指していくことが喫緊の課題となっている。このため、水田等を有効活用するための生産対策、担い手の育成・確保対策の推進と併せて、農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地について、優良な状態で確保し、その有効利用が図られるようにし、意欲のある者に農地が集積されることが極めて重要である。</p> <p>② 我が国の農地の現状をみると、農業従事者の減少・高齢化等により耕作放棄地が増加していることや、農地の分散により集積が容易でないことなど、制度・実態両面において様々な問題が指摘されている。</p> <p>③ 平成 21 年 6 月、農地制度の基本を「所有」から「利用」に再構築すること及び農地面積の減少を抑制すること等により農地を確保し、その有効利用を図るため、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）等の農地関係法律が改正された。</p> <p style="padding-left: 2em;">このうち、農地の転用規制については、</p> <p style="padding-left: 2em;">i) 病院、学校等の公共施設への転用を許可不要から協議制に変更</p> <p style="padding-left: 2em;">ii) 農地の違反転用に対する罰則を強化（法人：300 万円→1 億円）</p> <p style="padding-left: 2em;">iii) 農林水産大臣は、都道府県知事に対し、農地転用許可事務の適切な執行を求めることができること</p> <p style="padding-left: 2em;">等の見直しが行われた。</p> <p>④ しかし、毎年約 8,000 件の農地の違反転用が新たに発見され、約 9 割が追認許可されているなど、権利移動・転用に係る事務が適切に行われていない現状がみられるほか、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会の在り方の見直し、農地の賃借の許可の迅速化等、農地政策の改革に取り組むこととされている。</p> |
| 主な調査項目      | <p>① 農地の利用集積対策の実施状況</p> <p>② 耕作放棄地対策の実施状況</p> <p>③ 農地転用規制に係る事務の運用状況</p>   |
| 調査等対象機関（予定） | 農林水産省、都道府県、市町村、農業委員会等   |

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 行政評価局調査テーマの背景事情等

|             |  |
|-------------|--|
| 実施年度        | 平成 23 年度   |
| テーマ名        | 鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視  |
| 背景事情        | <p>① 近年、鳥獣の生息分布域の拡大、里山の崩壊や耕作放棄地の増加等に伴い、シカ、イノシシ等の鳥獣による農林水産業等への被害が中山間地域を中心に全国的に拡大している。</p> <p>② 平成 21 年度の鳥獣による農作物等の被害は、被害金額が 213 億円で前年度に比べ 14 億円（対前年度比 7%）増加、被害面積が 10 万 5,000ha で前年度に比べ 5,000ha（同 5%）増加している。</p> <p style="padding-left: 2em;">主要な獣種別の被害金額は、シカが 71 億円で前年度に比べ 12 億円（対前年度比 21%）増加、イノシシが 56 億円で前年度に比べ 2 億円（同 4%）増加している。</p> <p>③ 平成 19 年 12 月に、鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に推進するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）が制定された。</p> <p style="padding-left: 2em;">同法においては、国が定める被害防止施策の基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成し、被害防止計画に基づく被害防止の取組を積極的に推進することとされている。</p> <p>④ また、国及び都道府県は、同法に基づき、市町村が行う被害防止計画に基づく施策が円滑に実施されるよう、必要な財政上の措置を講ずることとされている。</p> <p>⑤ 鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の意欲の減退をもたらすなど、農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えており、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが課題となっている。</p> <p style="padding-left: 2em;">このほか、県域を越えて移動する鳥獣に対し、複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策の取組や人材育成等の対策を強化することが必要とされている。</p> |
| 主な調査項目      | <p>① 鳥獣の生息状況及び農作物被害の発生状況</p> <p>② 鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況</p> <p>③ 市町村等における鳥獣被害防止対策の実施状況</p>  |
| 調査等対象機関（予定） | 国家公安委員会（警察庁）、農林水産省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等  |

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。